

# 新型コロナ関連情報

## 4回目のワクチン接種のご案内

問 新型コロナワクチン接種推進室

市は、60歳以上の人と、市に事前申請をした基礎疾患のある人(18歳以上59歳以下)に、3回目の接種日から5カ月経過後に順次接種券を発送しています。接種を希望する人は同封の案内文書を確認し、予約してください。



市HP

## コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」

問 ①福祉支援課  
②高齢福祉課

真に生活に困っている人への支援措置として、次の特別給付金を支給します。

### ①低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金



#### 対象世帯

##### ひとり親世帯

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の受給者  
申請不要(6月29日に支給済)
- ②公的年金等の受給者で、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る) **要申請**
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準となる人 **要申請**

##### ひとり親世帯以外の世帯

- ④令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度住民税(均等割)が非課税の人 申請不要(7月下旬から順次支給)
- ⑤令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育しており、①～④のいずれにも該当しない人で、養育者が住民税(均等割)が非課税の人、または、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、住民税(均等割)が非課税相当の収入となった人(令和5年2月末までに生まれる新生児なども対象) **要申請**

**支給額** 児童1人当たり一律5万円

**申請方法** 申請書(同課窓口、市HPに有)に必要な事項を記入の上、同課窓口へ提出  
※受付後、順次支給します。

**申請期限** 令和5年2月28日(火)当日消印有効

厚生労働省コールセンター(制度に関する問合せ先)

電話 ☎0120(400)903

受付時間 9:00～18:00(土日祝除く)

### ②令和4年度住民税非課税世帯等 に対する臨時特別給付金



#### 対象世帯と申請方法

- ①令和4年度に新たに住民税均等割が非課税となった世帯  
→順次確認書を送付します。市から届いた確認書を返送してください
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年1月以降の収入が減少し、非課税相当となった世帯(家計急変世帯)  
→申請書(市HP、相談窓口)を市の相談窓口または郵送で提出してください。申請期限は**9月30日(金)当日消印有効**です。

#### 共通事項

- 住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除きます
- 令和3年12月10日において国内の住民基本台帳に登録されていて、令和4年6月1日に可児市に住民登録されている世帯が対象です
- 令和3年度の住民税非課税世帯等臨時特別給付金(家計急変世帯含む)を既に受給した世帯は対象外です

**支給額** 1世帯当たり一律10万円

#### その他

- 対象となるか、市HPで確認してください
- 対象ではあるが、確認書が届かない場合は、市の相談窓口でご確認ください
- この給付金に関する書類は、住民登録のある住所に届きます。住民票に記載されている住所が実際に住んでいる所と違う場合は、郵便局へ送付先変更の届出をしてください
- 給付金受給後、扶養親族等の対象が、住民税の申告と一致していない場合などは、既に給付した給付金を返金していただくことがあります

市の相談窓口(支給手続きに関する問合せ先)

電話 ☎@1118

受付時間 8:30～17:15(土日祝除く)

